



暮らしの情報ページ

ご利用ください就学援助、奨学金制度

小・中学校の就学援助制度

内容学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助 対象 経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者 認定基準所得金額。ただし、世帯構成、年齢、住宅形態などにより基準額が異なります 例 母35歳・子8歳・7歳...301万円 父38歳・母35歳・子12歳・8歳...381万円 父43歳・母40歳・子15歳・10歳・3歳...460万円 申し込み世帯の中で収入のある方全員の収入を証明するもの(源泉徴収票・確定申告書の写しなど)家賃の証明書を持って各小・中学校へ →学校教育課へ内線5655

高校・大学入学のための奨学金制度

内容経済的な理由で、高校や大学に就学することが困難な方に、奨学金をお貸しします 対象次のいずれにも該当する方 市内在住の子弟 在学校長か最終卒業学校長が推薦した方 高等学校、高等専門学校、専修学校(専門課程)短期大学または大学に入学が決定しているか、在学中で学資の支出が困難な方(収入によって制限あり) 県内在住の連帯保証人がいる方

奨学金	区分	入学一時金	学資金(月額)
高等学校	公立	10万円以内	1万2千円以内
	私立	40万円以内	
高等専門学校(1~3学年)	公立	10万円以内	1万2千円以内
	私立	50万円以内	
高等専門学校(4・5学年)	公立	—	2万5千円以内
	私立	—	
専修学校(専門課程)	公立	10万円以内	1万2千円以内
	私立	50万円以内	
短期大学	公立	20万円以内	2万5千円以内
	私立	50万円以内	
大学	公立	25万円以内	2万5千円以内
	私立	50万円以内	

→4月10日(木)までに申請書(学校教育課に用意)に記入し、必要書類を添えて学校教育課(審査あり)へ内線5654

お知らせ

ご利用ください

生活一時金の貸付制度

対象市内在住で、一時的に資金災害(結婚、出産、入学、就職、葬祭など)使途が健全なものが必要な世帯 貸付限度額30万円 年利1.7% 償還期間3年以内 連帯保証人が必要 審査あり ↓市民相談室へ内線1-41

3月1日~7日は

春の全国火災予防運動週間

空気が乾燥しているこの時季、火災予防意識の普及・高揚を図ることを目的に、毎年火災予防運動を実施

しています。一人ひとりが防火の重要性を認識し、火災を起こさないように注意しましょう。

- 統一標語 消す心 置いてください 火のそばに 火の用心 7つのポイント
- ①家の周りに燃えやすい物を置かない
 - ②たばこの投げすてや寝たばこをしない
 - ③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
 - ④風の強い日は、たき火をしない
 - ⑤マッチやライターなどで火遊びをしない
 - ⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線をしない
 - ⑦ストーブに燃えやすい物を近づけない
- ↓予防課へ ☎953 7113

金融機関の再編に伴う

市税などの納付 あさひ銀行と天和銀行が3月1日

に分割合併し、埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」になります。市税などの納付は、引き続き取り扱います。

↓会計課へ内線1022

消防団退団者と団員家族に感謝状 永年、消防団員として地域のために尽力された方と、活動を支えている家族に感謝状が贈られました。

- 退職消防団員報償元第3分団長・本橋信介氏ほか13名 市長感謝状元第7分団長・宮野守郎氏ほか13名 警察署長感謝状元副団長・水村明宏氏ほか2名 消防長・団長感謝状 第1分団 吉田晴美氏、大川戸浩美氏、安藤之子氏 第3分団 高岡美千代氏、小窪直美氏、小井沼君枝氏、堀内みどり氏、高橋理恵子氏 第6分団

消費者ホット情報

資格取得講座の二次被害 最近の社会状況を反映して、電話勧誘での資格商法に関する相談が増えています。

事例1 5年前に資格講座を契約し、代金は完納したが、資格は取得しなかった。昨日、突然業者から電話があり、資格取得まで教材や授業が準備してある。講座の中止にも手続きが必要だと言われた。

事例2 以前資格講座を受講したことがある。数年前から職場や自宅に資格講座の勧誘電話が頻りにあり困っていたところ、センターと名乗る所から、お金を出せば対象者名簿の登録を抹消すると言われた。

事例1は、5年前の契約とは無関係で新たな契約の勧誘です。事例2は、電話勧誘に利用されている名簿は多数あると考えられ、1か所のデータを抹消しても電話勧誘はなくなりません。

こうした勧誘は特定商取引に関する法律に該当します。この法律では、事実と異なることを告げたり、断っている人を強引に勧誘することを禁止しています。必要がなければ、きっぱりと断りましょう。

相談問い合わせ月々金曜日の9時30分~15時30分に消費生活センターへ ☎954 7799

暮らしの情報ページは主に市からのお知らせを掲載します。申し込み・問い合わせは→の記号で表します。市役所の所在地は〒350 1380 狭山市入間川1 23 5、電話番号は☎042 953 1111です。

忍成慈美氏、佐久間一雄氏、金子紀子氏、金子美智子氏 第7分団：堀口智子氏 ↓消防総務課へ☎953 7112

市民保養所

5・6月利用分を受け付け

施設管理(リゾートマンション3室)

対象市内在住・在勤の方 利用要件

5名以内で2泊(連泊)を限度とし、

1回のみの利用(未成年者だけの利用ベットの不可) 費用1人1千円

(食事代などは自己負担) 申し込み

3月3日(月)～31日(月)に専用往復はがき

市民活動支援課出張所、公民館

図書館に用意を郵送か直接市民活動支援課へ(1世帯・1グループにつき



市内の中学生と市長が、学校のことを活発に意見交換

2月2日、青少年を育てる狭山市民会議が主催し、市内の中学生が市長と話す「市長と中学生の対談」が行われました。今年で4回目のこの対談には市立10校、私立1校から2名ずつ参加し、町田市長とのフリーディスカッションで進められました。対談では、大切な自然を残していきたい、中学生が参加できる福祉活動を増やしてほしい、学校行事がなくなったり減ってしまい残念など、意見交換が活発に行われ、他校の生徒同士の交流も深まりました。

保健センターへ☎959 5811

市税の休日・夜間の納税相談窓口を開設

市民税、固定資産税、国民健康保険

税などの納税相談窓口を休日・夜間に開設します。なお、当日は納税もできません。

日時 夜間：3月6・7日(木)・(金)、17時～20時 休日：3月8・9日(土)・(日)

9時～16時 場所 収納課 ↓収納課へ内線1073

4月から屋外広告物の設置許可業務を市が行います

屋外広告物とは、看板、立看板、広告塔、広告板などで、一定の期間継続し屋外で公衆に表示されるものを言います。市内に屋外広告物を設置する場合、これまでは埼玉県川越土木事務所を設置許可業務を行っていましたが、4月1日から市が行います。なお、すでに許可を受けている広告物は、期間満了までは設置できますが、その後も引き続き設置する場合や、変更・改造をする場合は、市の許可が必要になります。

↓建築指導課へ内線2177

介護住宅改修の研修

住宅改修施工業者などを対象に、適切な住宅改修工事の普及と介護保険住宅改修費の受領委任払いの推進を目的とする、1回めの介護住宅改修の研修を行います。全2回の研修

修了後、修了事業者の名簿を作成し、要介護者などへ配布します。なお、2回めの研修は4月以降を予定しています。

日時3月11日(火)、13時30分～16時

内容 講演・高齢者の福祉・介護住宅改修の考え方 講師(株)高齢者住環境研究所代表取締役・溝口千恵子氏ほか

場所 市民会館 ↓電話で介護保険課へ内線1551

消費者団体連絡会コンサート

日時3月8日(土)、13時30分～15時30分

内容 暮らしを豊かに「ハートtoハート」のフィリップとジェームスによる歌とギター演奏 定員70名

場所 中央公民館 ↓消費生活センターへ☎954 7745

消費生活講演会

日時3月18日(火)、13時30分～15時30分

内容 ハーブと健康補助食品 講師 消費生活コンサルタント・澤賀津子氏 定員30名

場所 消費生活センターへ☎954 7745

↓消費生活センターへ☎954 7745

都市緑化植物園

植物画展

日時3月1日(土)～23日(日)、9時～16時

内容 植物画同好会の協力で植物画を多数展示 場所 緑の相談所 ↓

緑の相談所へ☎952 6131